

ふじみ衛生組合廃棄物処理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、ふじみ衛生組合廃棄物処理に関する条例（平成24年ふじみ衛生組合条例第3号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及び条例の例による。

(一般廃棄物等の処理の基準)

第3条 条例第5条第3項に規定する規則で定める基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条及び第4条の2の規定による。

(受入基準)

第4条 条例第6条に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 組織市の区域内において発生した一般廃棄物及び条例第3条第2号に基づき管理者が認める廃棄物であって、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 有毒性の物

イ 危険性のある物

ウ 引火性及び爆発性のある物

エ 著しく悪臭を発する物

オ 容積又は重量の著しく大きい物

カ 液状の物

キ し尿

ク 特別管理一般廃棄物に指定されている物

ケ 可燃物焼却施設にあつては、焼却に適さない物

コ リサイクルセンターにあつては、粉末状又は顆粒状で飛散するおそれのある物

サ その他処理施設の機能に支障を来すおそれのある物

(2) その他処理施設の適正な管理運営のために管理者が別に定める

事項

(受入拒否)

第5条 条例第7条第2号に規定する管理者が受け入れることが適当でないと認めるときは、次に掲げる場合とする。

- (1) 組織市の市長が処理施設への搬入を禁止しているとき。
- (2) その他処理施設の適正な管理運営のために管理者が別に定めるとき。

(搬入許可申請)

第6条 条例第8条第1項に定める占有者等が、一般廃棄物を処理施設に搬入(以下「持込み」という。)しようとするときは、管理者に廃棄物搬入許可申請書(様式第1号)を提出し、その許可を受けなければならない。

(搬入許可の取消し等)

第7条 前条の規定により許可を受けた者が条例、この規則その他の法令の規定又は管理者が指示する事項に違反したときは、管理者は、その許可を取消し若しくは搬入を禁止し、又は期間を定めて処理施設への搬入を停止することができる。

(廃棄物処理手数料の徴収方法等)

第8条 廃棄物処理手数料(以下「手数料」という。)は、持込みの都度徴収する。ただし、管理者が認める場合は、納付期限を定めて徴収することができる。

- 2 手数料を持込みの都度徴収する場合において、当該手数料を徴収したときは廃棄物処理手数料納入通知書兼領収書(様式第2号。以下「納入通知書」という。)を交付する。
- 3 第1項ただし書により徴収する場合の納付期限は、当該納入通知書発付の日から1月以内とする。

(手数料の減免)

第9条 条例第9条の規定により管理者が手数料を減額し、又は免除することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、それぞれ当該各号に掲げる額を減額し、又は免除する。

- (1) 天災、火災等の被害を受けた者 免除
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者

免除

(3) その他管理者が特別の理由があると認めた者 管理者が必要と認める額を減額又は免除

(減免の申請手続)

第10条 前条の規定により手数料の減額又は免除を受けようとする者は、廃棄物処理手数料減免申請書(様式第3号)を管理者に提出しなければならない。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、管理者が定める日まで、第6条に規定する持込みは可燃物焼却施設に限るものとする。